

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>純資産の部への「株主引受権」追加と、それに紐づくと思われる会計方針に関する変更案ですが、これにより金融機関側が融資先の経営権を取得する事が可能になるのでしょうか。であれば以下が懸念されるため反対させていただきます。</p> <p>1：短期的な収益改善にベクトルが向き過ぎ、長期的な目標に沿った研究開発への融資がなされにくくなる恐れがある。</p> <p>2：1によりリストラや大企業への経営権譲渡が進んだ場合、各地域の中小企業が淘汰され、その結果地域経済及び雇用を悪化させる懸念がある。</p>	<p>ご意見いただいた箇所は、(連結)貸借対照表及び(連結)株主資本等変動計算書の「株式引受権」と思われますが、本項目は法務省令(令和2年法務省令第52号)による会社計算規則の改正において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場している株式を発行している株式会社が、取締役等に対する報酬として自社株式を無償交付することができることになったことに伴い新設された項目であり、取締役等に対する上記以外の報酬の取扱いに関する規定を定めるものではありません。</p>
2	<p>金融商品時価の注記については「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に準拠する形で開示することになると思われますが、従来、「金融商品の時価等に関する事項」の中で注記を要していた時価の算定方法について、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」では「金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項」の中で評価技法とインプットの開示をするため、削除されております。この点、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項」を省略できる会社では時価の算定方法について開示が省略されてしまうおそれがあるため、時価の算定方法について開示する取り決めについて定めたほうがよいのではないのでしょうか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項」において評価技法及びインプットの説明等を省略した場合、従来の時価の算定方法を開示するために「金融商品の時価等に関する事項」に「金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること」を追記しました。</p>
3	<p>信用金庫法施行規則別紙様式第2号 貸借対照表(記載上の注意)1.(5)③等のカッコ書きにより、「金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項」を省略する場合の取扱いについて確認したい。</p> <p>「時価の算定に関する会計基準」(以下、本コメント内で「時価算定会計基準」という。)の導入に伴う改正後の「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(以下、本コメント内で「開示指針」という。)では、従来の時価開示の規定(開示指針 第4項(1))から「時価の算定方法」が削除され、レベル別開示等の規定の中で「算定に用いた評価技法及びインプットの説明」(開示指針 第5-2項(3)①)等の注記を要請している。</p> <p>このため、今回の別紙様式改正案の規定により、「金融商品の時価の適切な区分ごとの</p>	

	<p>内訳等に関する事項」を省略する場合、「金融商品の時価等に関する事項」（開示指針 第 4 項に対応する注記）には「時価の算定方法」が含まれないと考えられる。</p> <p>この点については、時価算定会計基準の導入に伴う新たな注記を省略可能とする趣旨であり、従来注記を減免する意図はないと推察する。このため、今回の別紙様式改正案の規定により、「金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項」を省略する場合の「時価の算定方法」の記載要否については、法令上記載が必須ではないものの、「金融商品の時価等に関する事項」（開示指針 第 4 項に対応する注記）の一部に含めて、従来通り注記することが望ましいものと理解すればよいか。</p>	
4	<p>信用金庫法施行規則別紙様式第 2 号 貸借対照表（記載上の注意）1.（2）⑪等の規定は、「収益の認識に関する会計基準」（以下、本コメント内で「収益認識会計基準」という。）の注記に係る事項を念頭に置いたものと思料するが、規定中の「顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合」とは、あくまでも収益認識会計基準の対象となる取引を意図していると理解してよいか。</p> <p>このため、収益認識会計基準の対象外である取引（例えば、金融取引・リース取引等の、収益認識会計基準から除外されている取引や、「顧客との契約から生じる収益」に該当しない取引）は、本規定の範囲に含まれないという理解でよいか。</p>	貴見のとおりです。
5	<p>「収益の認識に関する会計基準」（以下、本コメント内で「収益認識会計基準」という。）における表示の規定（第 78-2 項～第 79 項）に関する事項については、信用金庫法施行規則別紙様式第 2 号 貸借対照表（記載上の注意）1.（2）⑪等の改正案では特段定められていない。これらのうち、貸借対照表における「契約資産」等の区分表示については以下の理解でよいか確認したい。</p> <p>収益認識会計基準では、「契約資産」「契約負債」「顧客との契約から生じた債権」と「それ以外の資産・負債」を区分して表示するか、区分して表示しない場合には、「契約資産」「契約負債」「顧客との契約から生じた債権」の金額を注記することとされている。</p> <p>他方で、本別紙様式の貸借対照表では、これらの表示科目は区別されていない。このため、貸借対照表の（記載上の注意）1.（26）「以上のほか、財産の状態を正確に判断する</p>	貴見のとおりです。

	<p>ために必要な事項」に基づき注記を行うか、または、同（記載上の注意）4. に基づき別途表示科目を設ける必要があるという理解でよいか。</p> <p>また、信用金庫等の預金取扱金融機関では、他業種と比較して収益認識会計基準の対象となる取引が少なく、契約期間が年度を跨ぐこととなる取引が殆どない場合もある。このため、特に「契約資産」「契約負債」「顧客との契約から生じた債権」の金額については、僅少となることも考えられる。このような場合には、収益認識会計基準第101項で重要性の原則が触れられていることも踏まえ、会計監査人と協議のうえで、当該注記を省略することも否定されないと理解してよいか。</p>	
6	<p>「収益の認識に関する会計基準」（以下、本コメント内で「収益認識会計基準」という。）における表示の規定（第78-2項～第79項）については、信用金庫法施行規則別紙様式第3号損益計算書（記載上の注意）7.等の改正案では特段規定されていない。これらのうち、損益計算書における「顧客との契約から生じる収益」の区分表示については以下の理解でよいか確認したい。</p> <p>収益認識会計基準では、「顧客との契約から生じる収益」と「それ以外の収益」を区分して表示するか、区分して表示しない場合には、「顧客との契約から生じる収益」の金額を注記することとされている。</p> <p>他方で、本別紙様式の損益計算書では、「顧客との契約から生じる収益」と「それ以外の収益」は区別されていない。このため、損益計算書の（記載上の注意）2.「上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。」の規定に基づき注記を行うか、または、同（記載上の注意）6. に基づき別途表示科目を設ける必要があるという理解でよいか。</p>	貴見のとおりです。
7	<p>今回の改正案においては、「収益の認識に関する会計基準」や「時価の算定に関する会計基準」の導入に伴う注記について、一部省略を可能とする規定を設けていただいている。</p> <p>協同組織金融機関（非上場）は、上場企業や株式会社形態の銀行と、財務諸表利用者の属性や組織特性等が異なるため、上場企業向けに開発された会計基準の規定をそのまま適用することは適当ではないと考えている。この点、今回の改正案ではこのような事情が考慮されていると考えられ、本案</p>	貴重なご意見として承ります。

	を歓迎したい。また、今後、他の会計基準等の導入時にも、同様に、協同組織金融機関の特性を考慮した検討を引き続きお願いしたい。	
8	<p>『保険業法施行規則（新旧対照表）』について今回の改正において、保険業法施行規則別紙様式第16号の17「業務報告書」の貸借対照表（純資産の部）に「株式引受権」が追加されています。</p> <p>一方、決算公告の際にも貸借対照表を掲載することになっていますが、少短業者の業務の効率化や適正化の観点から、該当する「別紙様式第2号の3」についても同様の改正を行っていただきたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、別紙様式第2号の3についても、貸借対照表を記載する他の別紙様式と同様に、貸借対照表の純資産の部に「株式引受権」を追加致します。</p>